

V 東日本大震災からの復旧・復興対策

1. 東日本大震災農業生産対策交付金（総務課生産推進室（内閣府復興庁計上））

（1）被災地における生産力の回復

- ① 津波等の影響で生産力が低下した草地において、その生産性の回復に向けた機械・施設の復旧等を強化する以下の取組を支援します。
 - ・ 飼料播種機、収穫機等の機械のリース導入やバンカーサイロ、飼料保管庫、TMRセンター等の施設の復旧
 - ・ 放牧地や牧柵等の放牧関連施設の修理、再整備
- ② 被災地域の畜産・酪農の産地再生・競争力の強化等を図るため、以下の自給飼料生産・調製体制の再編に関する取組を支援します。
 - ・ 草地除染対象地域の周辺地域における草地生産性向上対策
 - ・ 飼料生産組織の高度化に必要な機械のリース方式による導入
 - ・ 地域の飼料生産の高位平準化に有効なTMRセンターや有事の際の飼料の安定供給にも資する広域流通拠点の整備

（2）農畜産物の販売力の回復

- ① 草地の原発事故に伴う放射性物質による汚染に対応するため、牧草の品種・品目転換や反転耕・深耕等を行うことにより放射性物質の影響を低減する吸収抑制対策の取組を支援します。
- ② 被災地域の畜産経営の競争力を速やかに回復するために、以下の家畜の改良体制の再構築に資する取組を支援します。
 - ・ 地域の家畜改良の基礎となる高能力種畜の導入
 - ・ 性判別精液等を用いて生産した性判別受精卵の導入
 - ・ 高能力牛からの受精卵生産
 - ・ 牛群検定の活用による改良体制の回復
- ③ 被災地域の公共牧場の牧草地の再生利用を進めるため、以下の急傾斜地等での効率的・効果的に放射性物質の影響を低減する取組を支援します。
 - ・ 放射性物質の影響を低減する技術を組み合わせたモデル実証
 - ・ 公共牧場再生利用のための方策等を検討する推進会議等の開催

東日本大震災農業生産対策交付金
5,053（7,487）百万円の内数
補助率：都道府県への交付率は定額
（事業実施主体へは1/2以内等）
事業実施主体：農業者の組織する団体等

2. 東日本大震災復興交付金のうち

農山漁村地域復興基盤総合整備事業（草地畜産基盤整備事業等）

（内閣府復興庁計上）

東日本大震災復興特別区域法に該当する地域において、市町村又は都道府県が作成する復興交付金事業計画に基づき、営農の継続に必要な効率的な飼料基盤の整備を支援します。

東日本大震災復興交付金
補助率：1/2等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人